

「〇 ～ひとり親家庭の自立をサポートする～

「■ YELLながさき メールマガジン Vol.107 2019.10.31 配信

「-----

このメールマガジンは、情報提供を希望する登録者のみなさま  
及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へ  
お送りしています。

\_/\_/\_/\_/ I N D E X \_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/

- ・ 支援情報 …… 令和元年度 長崎市 11月セミナーのご案内
- ・ 特集 …… 高等職業訓練促進給付金等事業とは
- ・ 11月の予定 …… YELLながさき定期法律相談  
11月19日（火）YELLながさきはお休みと  
なります
- ・ 編集後記 …… 対馬市の就業支援講習会が終わりました

■ 支援情報 -----

◆ 令和元年度 長崎市 11月セミナーのご案内

【日時】 令和元年 11月 10日（日） 10時 30分～12時 30分

【会場】 長崎西洋館 M2階 セミナールーム

（〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館）

【定員】 15名

【講師】 ビューティージャーアドバイザー：梶原 由美さん

【対象】 長崎市在住のひとり親の方

チラシ・申込書は YELL ながさきホームページからもダウンロード  
できますので、ぜひご活用ください。

<https://www.yell-nagasaki.jp/seminar.html>

## ■ 特 集

---

### ◆ 高等職業訓練促進給付金等事業とは

表題について、YELL ながさきにお問合せをいただく機会が増えましたので、この場を借りて下記にて少し説明させていただきます。

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就業のため専門的な資格取得を目的とし、養成機関等で1年以上修業する場合に、生活費の負担軽減のため給付金の支援を受けることができます。

#### 【対象者】

20歳未満の児童を養育している父子家庭の父、母子家庭の母で下記1～3の要件を満たしている方

1. 児童扶養手当の支給を受けている、又は同等の所得水準であること
2. 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
3. 仕事または育児と修業の両立が困難であること

#### 【支給額】

市町村民非課税世帯 月額 100,000 円

市町村民課税世帯 月額 70,500 円

※養成機関における課程修了までの最後12カ月は、月額支給額が4万円増額になります《一部例外あり》

#### 【支給期間】

修業する期間の全期間（上限4年）《一部例外あり》

※取得する資格により養成機関での修業年数は異なります。

そのため必ず上限4年の支給という事ではなく、修業される期間

の支給になります。

【対象資格】(例)

看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・社会福祉士・調理師等

※対象資格は市町によって異なります。

高等職業訓練促進給付金等事業におけるカリキュラム修了後【高等職業訓練修了支援給付金】を受けることができます。

【支給額】

・市町村民非課税世帯 50,000円 ・市町村民課税世帯 25,000円

※給付金等事業の詳細についてはお住まいの市役所又は福祉事務所の相談窓口(母子・父子自立支援員)へご相談ください。

町(長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、新上五島町)

にお住まいの方は、県の福祉事務所の相談窓口へご相談ください。

各福祉事務所等の連絡先一覧表

<http://www.pref.nagasaki.lg.jp/shared/uploads/2018/07/1533025403.pdf>

高等職業訓練促進給付金の給付支援を受けている方に、入学準備金及び就職準備金の貸付制度がございます。

これについては次号特集いたします。

■ 11月の予定 -----

◆ 「YELLながさき定期法律相談」

11月20日(水) 13:00~16:00

《事前予約受付中》

※日程等合わない場合はご相談ください。

